

# 地方創生 IT 利活用促進プラン

平成 27 年 6 月 30 日  
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

## 1. はじめに

我が国では、人口減少局面に入り、それが地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高まっているところ、政府は、『まち・ひと・しごと創生法』（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を策定した。

当該総合戦略では、負のスパイラルを断ち切るため、地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境づくりを急務とし、各種政策パッケージ等を取りまとめている。これを受けて、地方公共団体は平成 27 年度中に『地方版総合戦略』を策定することとしている。

このような中で、『地方版総合戦略』の円滑な策定・実行にあたり、情報通信技術（IT）の最大限の活用方法が模索されることが考えられることから、地方公共団体や企業（以下、「地方公共団体等」という）において IT を活かした取組の実際の導入を促進し、その効果を高めることで、『地方版総合戦略』の策定・実行を支援することを目的としたプランを検討するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、「IT 総合戦略本部」という）の下に地方創生 IT 利活用推進会議（以下、「推進会議」という）が設置された（平成 27 年 1 月 23 日）。

推進会議においては、IT が地理的・時間的な制約を解消し得る手段であり、適切に利活用することで大きな付加価値を生み出すものであることを前提に、地方公共団体等が抱える課題解消方策を検討した。

具体的には、①地方公共団体等が IT を導入するにあたっての基本方針や国の支援方針 ②支援方針を踏まえた国の重点的な取組 ③実現のための推進体制の 3 点について検討を行った。特に、国の重点的な取組については、地方公共団体等による IT 利活用を促進するための情報共有基盤の整備、地方公共団体等に対する人材・産業活性化支援や、地方公共団体等において IT 利活用を加速するための制度見直しなどの検討を行った。

以下は、これまでの推進会議及びその下で開催された政策企画ワーキンググループでの議論、IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会各分科会等での議論に基づいて論点を整理し、今後の方向性等について、推進会議として取りまとめを行ったものである。

## 2. 本プランの位置付けと目的

### (1) 本プランの目的

IT は、地方が抱える課題解決にも有効な手段であるという認識の下、本プランでは、課題解決のため、地方公共団体等における IT の実際の導入を促進し、その効果を一層高めるための方針・施策等を提示する。

本プランを示すことで、地方公共団体等における IT 利活用による課題解決等を含めた『地方版総合戦略』の策定・実行に寄与するとともに、関係各府省庁、地方公共団体等が連携して本プランに示された施策等を推進することにより、IT 利活用を通じた地方創生を促進することを目的とする。

### (2) 本プランの目標

地方公共団体等における IT の効果的な導入を通じて、以下の課題を解決し、地方創生に向けた好循環を確保することを目標とする。

- ① 『地域産業の活性化』（ひと・しごとをつくる）
- ② 『住みやすさの向上』（まちをつくる）
- ③ 『地方公共団体業務の効率化』（まち・ひと・しごとを支える）

具体的には、地方公共団体等においては、第三章で示す基本的考え方を踏まえつつ、自らの優位性等を考慮し、例えば、次に示す手順（イ、ロ）により、地方創生に資する好循環に向けた取組を『地方版総合戦略』の中に組み込むことが期待される。

イ. 地方公共団体間の連携等（※）により、「まち・ひと・しごと」を支える『地方公共団体業務の効率化』を進めることで、IT を活用した『地域産業の活性化』、『住みやすさの向上』のために必要な「人材」、「財源」を確保する。

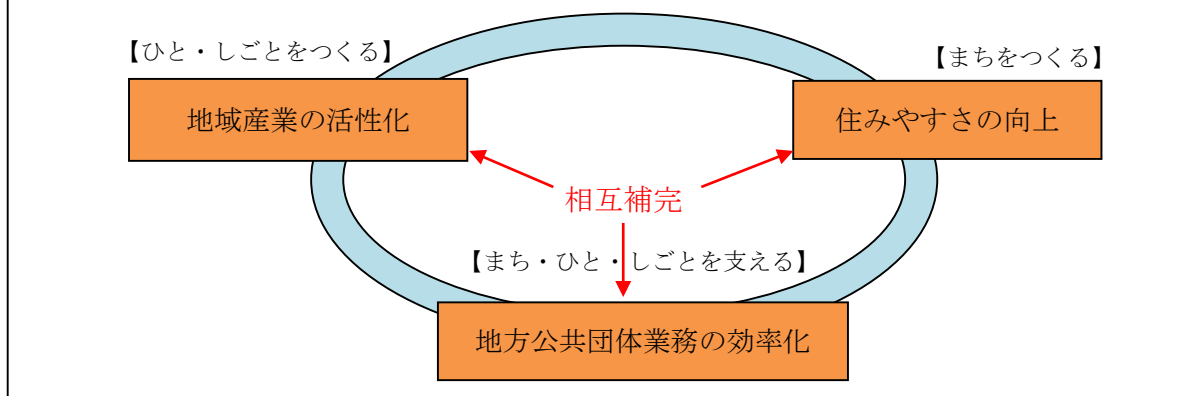
※ 地方公共団体における IT を活用した情報システムの改革（業務改革も含む）、オープンデータの推進など

ロ. それらの「人材」、「財源」を活用し、地元の魅力、コンセプトづくりの明確化、地元資源の活用、地域を超えた連携により、『地域産業の活性化』（ひと・しごとをつくる※1）、『住みやすさの向上』（まちをつくる※2）に向けた IT 利活用を推進する。これにより、税収の確保等を図る。

※1 創業（ベンチャー）、農林水産業（の6次産業化）、観光業等サービス業、製造業（の6次産業化）など

※2 医療、教育、交通、防災、防犯など

## IT利活用により3つの課題を解決し、「まち・ひと・しごと」の好循環を確立



このような問題意識の下、本プランにおいては、国として取り組むべき施策を第四章においてまとめる。国としては、これらの施策等を推進することで、変革意欲のある地方公共団体等において、上述のような好循環を達成することにより、地域産業の活性化及び住みやすさの向上を図り、2020年までに「実感できる地方創生」を実現する。また、全国各地でのIT利活用に向けた挑戦的な取組とそれら成果の共有を図ることにより、我が国の経済再生に貢献することを目指すものとする。

### (3) 本プランの位置付け

本プランは、上述目標を達成するために、世界最先端IT国家創造宣言（以下、「創造宣言」という）の中に位置付けるとともに、国の重点的な取組については、創造宣言工程表に新たな項目を起こして記述する。また、本プランの策定については、「まち・ひと・しごと総合戦略 アクションプラン」に位置付けられており、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」や近未来技術実証に関する国家戦略特区等に係る各施策など、地方創生に資する各施策と連携を図ることとする。

## 3. 地方創生に資するIT利活用に係る基本的考え方

ITは、地方公共団体等が抱える課題解決に当たって有効な手段である。その際、各地方によって、抱える課題も、それを解決するために有する資源も異なるのが実態であり、このため、地方におけるITの利活用にあたっては、各地方の実態を踏まえた、創意工夫、変革意欲により新たな挑戦的な取組を支援することが重要となる。

他方、行政情報システムはそもそも各地方公共団体で類似しているものもあり、業務改革を実施しつつ、地方公共団体等が連携してそれらの共有化・共通化を図ることにより、公共サービスの質の向上、歳出の効率化を図ることができる。また、地域活性化に向けたIT利活用に係る各種取組についても、ある地域での取組が他地域でも適用できる場合も多く、このためクラウド等を活用することによって、積極的に横展開を図ることにより、国全体として効率的な導入を推進することが可能となる。

このため、国としては、地方における新たな挑戦を推進しつつも、クラウド利用を優先する「クラウドファースト」の観点に基づき、積極的に共有化・共通化を図るため、人的支援体制の構築等を含めて、積極的に支援を行うことが重要である。

このような問題認識のもと、地方創生に向けて、地方公共団体等が IT を導入するにあたっての3つの基本方針と3つの国の支援方針（3+3方針）を示す。

## ＜地方公共団体等における IT 利活用に係る3つの基本方針＞

### 基本方針①：地元の魅力、コンセプトづくりの必要性【戦略性】

- ・ まずは、課題を明確にし、必要な「人材」と「財源」を生み出すことが大切。また、地域の魅力を高めるためにも、他地域での優良事例を参照する前に、課題の本質を見極める必要があり、場合によっては、他地域との差別化につながるコンセプトづくりが大切。
- ・ そのためには、地域の産学官等が一体となった体制作りが必須であり、地方公共団体は営業や企画等の能力を、企業は公共的マインドをもって取り組むことが肝要。

### 基本方針②：地元の遊休資源の有効活用の必要性【郷土性】

- ・ 地場の特産品や観光資源など、地元「資源」については、PR 不足等のため適正な評価を受けていない例が多い。国内のみならず、海外への展開を配慮しつつ、対応の検討が必要。
- ・ また、地元を活性化したい人材は、現在居住地を問わず数多く存在する。地域産業を活性化させていくためには、これら地元「資源」の魅力を IT で有効に引き出し、外部の専門家等とも IT により有機的に連携させていくことが大切。

### 基本方針③：地域を超えた連携の必要性【連携性】

- ・ 他地域の取組は、自地域での取組の検討にあたって参考となるものであり、優良事例として、その導入プロセスや他分野への展開も含めて、IT を通じて情報共有し、地域を超えて連携する体制を構築することが重要。
- ・ 特に地方公共団体業務など、全国共通の取組については、個々バラバラに実施するのではなく、システムの標準化・共同化によって効率化を図ることが大切。

## ＜地方創生に資する IT 利活用に係る3つの国の支援方針＞

### 支援方針①：変革意欲のある地域（地方公共団体等）への支援

- ・ 国は、変革意欲のある地域に対して支援を行う。特に、地方公共団体においては、その首長が IT 利活用に取り組む意欲を有するとともに、リーダーシップを発揮して組織を率いる体制を整備していることが前提条件となる。

## 支援方針②：持続可能な取組への支援

- ・ 国は、地方公共団体等の取組のうち、例えば、国からの補助金が終わっても、持続的に継続することが見込まれる取組に限定して積極的に支援する。
- ・ 持続可能な取組を進めるため、例えば、システム構築にあたって必要な部分から実施するスモールスタートを基本的な考え方とし、国は、基本システム部分の共通パッケージ化や、クラウドの積極的利用の取組に対して積極的に支援する。

## 支援方針③：挑戦的な取組と横展開への支援

- ・ 国は、地方公共団体等が独自の発想により IT 利活用を通じてこれまで行われていないような挑戦的な取組を行う場合、その内容等を踏まえ、積極的に支援する。
- ・ 国は、地方公共団体等が、自らの取組を他の地方公共団体や他の分野に自発的に横展開していく流れをつくるための取組を積極的に推進する。また、地方公共団体における行政情報システムについては、クラウドの活用も含め共同利用を積極的に推進する。

このような方針にしたがって、国及び地方公共団体が連携して各種施策に取り組むことによって、地方公共団体業務の効率化、地域産業の活性化、住みやすさの向上の好循環を確立し、2020年までに実感できる地方創生の実現を図るものとする。

## 4. 国の重点的な取組（地方創生 IT 利活用に向けた3本の矢）

上述の国の支援方針を踏まえ、国は、地方創生 IT 利活用の推進に向けて、次の3つの取組（3本の矢）を重点に取り組むものとする。

### 【概要】

#### （1）地方公共団体等による IT 利活用を推進するための情報共有基盤の整備（地方公共団体等の取組共有とガイドライン等の整備（導入の手引き））関係

- ① 変革意欲を有する地方公共団体等間において、優良事例や各分野別の取組に係るガイドライン等の情報共有や、意見交換等が行える基盤の構築を検討する。
- ② 国は、当面、「国・地方公共団体における IT 利活用に係る行政サービスの質の向上」、「オープンデータとその利活用の促進」、「農林水産業・観光業等における事例の収集とガイドラインの検討等」につき、重点的に取組を進める。

#### （2）地方公共団体等に対する人材・産業活性化支援関係

- ① 地方公共団体における業務改革を伴う IT 利活用による公共サービスの向上等を促

進するため、変革意欲を有する地方公共団体に対する政府 CIO や成功経験者等による人材支援・相談体制の構築を検討する。また、地方公共団体等に対し、IT に習熟し、熱意ある人材を派遣する仕組み等について、既存の人材派遣制度などとの連携も視野に入れつつ、検討する。

- ② 地域産業を活性化し、雇用の創出を図る観点から、起業家・ベンチャー企業、中小・小規模事業者等に対する支援、地方公共団体の業務インフラを活用した地域産業支援に取り組むとともに、将来を担う IT 教育・人材育成の推進を図る。
- ③ ふるさとテレワークの推進など、女性や高齢者等が活躍できる働き方改革等によるワークライフバランスの推進や、IT を活用した見守り等によるコミュニティを活性化するための支援等を行う。

### **(3) 地方における IT 利活用を妨げる障壁解消関係**

- ① 変革意欲を有する地方公共団体等が、IT 利活用を通じて新たな取組を行うことができるよう、各取組に係る障壁等の解消など、IT 利活用促進に係る新たな法律の制定も視野に入れた検討を行う。
- ② IT を活用したビジネスの高度化に伴い、既存の業態系を前提とする法制度等が阻害する場合が少なくなく、こうした新たなビジネスモデルへの対応を推進するため、地方創生に資する近未来技術実証に関する国家戦略特区等の活用を検討する。

上述について、以下、詳細を記述する。

### **(1) 地方公共団体等による IT 利活用を促進するための情報共有基盤の整備（地方公共団体等の取組共有とガイドライン等の整備（導入の手引き））関係**

地方公共団体等が IT 利活用に係る各種の取組を行うにあたっては、必要に応じ、クラウドの有効活用も含め、他の地方公共団体等と連携しながら進めていくことが重要である。しかしながら、各地方公共団体等においては、他の地方公共団体等の取組について情報共有されておらず、また、国と地方公共団体等の間においても、注目すべき事例や、国全体として取り組むべき方針等が共有されていないのが現状である。

この現状を打破するため、国と地方公共団体等における IT 利活用に係る取組に関し、関係者が情報共有し、意見交換を行い、それらを通じて優良事例等の横展開が円滑に進むような仕組みを構築する。また、その仕組みを通じて、当面、国として重点的に取り組むべき、ガイドライン策定等を含む各種施策について、国と地方公共団体が情報共有を図る。

#### **① IT の活用による地方創生に向けた情報共有基盤と分析ツールの提供**

**<国・地方公共団体間等における情報共有基盤の創設と横展開の推進>**

国や地方公共団体等における IT 利活用に係る各種取組を共有し、優良事例の横展開を促進するための基盤として、IT を積極的に利活用することにより、分野別の取組の「見える化」等を含む各種取組の共有化を図るとともに、国と地方公共団体等の間における意見交換の場を提供する仕組み（「情報共有プラットフォーム（仮称）」）を検討する。

その際、以下のコンセプトを念頭において、検討を行うものとする。

- a 変革意欲のある地方公共団体を対象にするとの観点から、全ての地方公共団体に参加を求めるのではなく、希望する地方公共団体に対して参加を求めるものとする。
- b 持続可能性の観点から、地方公共団体が本プラットフォームに参加するメリットを考慮し、各府省庁の施策・ガイドライン等の情報提供や意見交換等もできる体制を検討するとともに、その構築・運営にあたっては、民間団体・企業等の能力も活用した柔軟な体制とする。
- c 横展開の支援の観点から、優良事例などの事例やその導入プロセス、他分野での取組等について、地方公共団体等の中で自由に意見交換を行うことができ、マッチングにつながるようなことができるよう考慮する。また、挑戦的な取組を行った地方公共団体が、成果の横展開を図るにあたってリーダーシップを取ることができるような仕組みを考慮する。さらに、後述の（2）①の「地方公共団体における IT 利活用に係る人材支援・相談体制」の施策と連携することで、より効果的な施策の推進を図る。

また、このような取組等を通じて、国が情報収集した優良事例について、国は多様な方法を活用し、周知徹底・PR を図る。さらに、これら取組について、例えば、表彰やランキング等の実施や、住民等（外国人等旅行者を含む）からの情報収集・分析を行うことで、取組内容や考え方を展開していく仕組みを検討する。

### ＜地方公共団体等に対するビッグデータ等を活用した分析ツールの提供＞

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方公共団体が自らの産業構造や人口動態、観光の人の流れなどの現状・実態を正確に把握することを支援するため、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する“ビッグデータ”を集約し、可視化するシステムとして、地域経済分析システム（RESAS）を、2015 年 4 月に提供を開始したところである。また、市町村ごとに強みのある基盤産業を抽出することを可能とした「地域の産業・雇用創造チャート」についても、2015 年 5 月に公表したところである。今後ともこれら分析ツール等の活用に向けて支援を行う。

また、外部から見た地域の魅力の再発見を促すため、例えば、他地域の住民（外国人等旅行者を含む）が SNS 等で発信したその地域の魅力に関する情報などのビッグデータを活用・分析する手法を整理し、提供するなどの支援を行う。

## ② IT 利活用促進に向けた分野別の取組事例の提示と支援施策の推進

IT 利活用による地方創生を推進するために、国においては、地方公共団体の自主性に配慮しつつ、IT 総合戦略本部が中心となって、府省庁連携のもと、各分野の IT 利活用に係る支援施策の推進を促す。具体的には、当面、以下の「国・地方公共団体における IT 利活用に係る行政サービスの向上」、「オープンデータとその利活用の促進」、「農林水産業・観光業等における事例の収集とガイドラインの検討等」の項目につき、重点的に進める。

なお、これらの施策の検討にあたっては、必要に応じ、上述①の仕組みを活用し、情報共有や意見交換等を行いつつ、普及促進を図るものとする。

### ＜国・地方公共団体における IT 利活用に係る行政サービスの向上＞

#### a 国・地方公共団体の業務改革と自治体クラウド等の推進

- ・ 地方公共団体における行政システムについては、これまで総務省において、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（平成 26 年 3 月）を公表し、マイナンバー制度導入に併せた自治体クラウド導入、IT 利活用による住民利便性の向上、電子自治体の推進のための体制整備などを推進している。しかしながら、今後、IT を活用した公共サービスの多様化や、質の向上を実感ある形で国民各層に届け、その利用の促進を図るとともに、地域産業の活性化及び新たな産業の創造等を通じた経済成長の実現に向けた環境整備に資するためには、国・地方を通じて、行政の IT 化と業務改革の抜本的な取組を加速していくことが必要である。
- ・ 国民にとって有益で、かつ、利便性の高い行政を実現することで経済成長を促進するため、IT 総合戦略本部 e ガバメント閣僚会議の下に、政府 CIO を主査とする「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム」を 2015 年 4 月に設置し、「e ガバメント閣僚会議 国・地方 IT 化・BPR 推進チーム第一次報告」（平成 27 年 6 月国・地方 IT 化・BPR 推進チーム）を取りまとめたところ、これを踏まえ、推進する。

具体的には、2017 年 7 月の地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始以降、マイナンバー制度を活用した子育てワンストップサービスの検討を進めるなど、行政サービスのオンライン改革を進める。また、来所・紙を前提とした業務プロセスを見直し、組織横断でのサービス設計を行っていくことにより、各府省個別業務の効率化・省力化、行政サービスの改善等に向けた業務改革を進め、政府情報システムに関する運用コストを削減するとともに、公務の能率化に取り組む。

さらに、地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるク



クラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016年夏に結論を得るべく、検討を進める。

- ・ 地方公共団体の業務インフラを活用した、地域産業の生産性向上の支援として、地方公共団体が保有する情報システム資産を中小企業の業務支援システムに活用した官民連携による利用者本位の地域サービスイノベーションを促進するため、例えば、市町村の介護保険システムを基盤として、介護サービス事業者を支援するなどの「地域サービスイノベーションクラウド」の構築を支援する。
- ・ 地方公共団体及び政府のシステム調達にあたっては、クラウドや共同利用、オープンソースソフトウェアやパッケージソフトウェア採用の推進と併せて、優れた技術・ノウハウを持つ中小・ベンチャー企業等の参入の促進、調達コストの削減等の観点から、オープンかつ透明性の高い調達環境の整備に取り組み、事例・ノウハウの共有を進めるとともに、調達したシステムの横展開や共同利用等の推進について検討する。

#### b マイナンバー利活用範囲の拡大

- ・ マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。
- ・ 旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。
- ・ 更に、在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

#### c 個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・ 2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証と

して利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

- ・ そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017 年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019 年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。
- ・ 自動車検査登録事務では、2017 年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。
- ・ また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019 年度中の開始を目指し、検討を進める。

#### d マイナポータルの構築・利活用

- ・ 個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017 年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

#### e 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017 年度から順次開始する。
- ・ また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進すべく、2017 年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

#### f 地域における IT 利活用を促進するための基盤整備

- ・ 地域の観光・防災・教育・介護への活用等街づくりに不可欠な社会基盤として進化しつつある無料公衆無線 LAN を整備していくため、地方公共団体の負担軽減に資する低価格ビジネスモデルの推進、地方公共団体向けのマニュアル整備の推進を行い、成功事例の横展開を推進する。また、訪日外国人の利便性を図るた

め、地域や事業者を超えた Wi-Fi の認証連携を早期に実現するとともに、効果的・統一的な周知広報を展開する。

- ・ 全国で有効に情報を利活用していくため、記載する用語・様式の統一化や全国に散在する観測情報等に対する測定方法や単位等の標準化などの基盤整備を検討する。

### ＜国・地方公共団体におけるオープンデータとその利活用の推進＞

- ・ 国は、自らのオープンデータの充実に加え、地方公共団体によるオープンデータを推進するため、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（平成 27 年 2 月、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室公開）の普及・周知徹底を図る。また、変革意欲のある地方公共団体のオープンデータに向けた取組を支援するため、後述の（2）①の「地方公共団体における IT 利活用に係る人材支援・相談体制」の施策とも連携し、オープンデータ推進の知見を有する民間等人材の派遣や、既にオープンデータに取り組んでいる地方公共団体の情報を他の地方公共団体でも共有し横展開を図るほか、オープンデータを活用したビジネスの創出に向けたマッチング等の人材面での支援を行う。さらに、地方公共団体がデータを公開するにあたってのデータ形式（タグ、分類等）の標準化について検討する。
- ・ 地理空間情報（G 空間情報）の IT による高度な利活用を通じて、地方における新産業の創出や地域活性化、防災・減災等を推進するため、G 空間プラットフォーム等の構築の成果を活用し、官民に広く散在する地理空間情報の利用を促進する。

### ＜農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等＞

- ・ 地方における産業創出分野として特に期待される農林水産業、観光業分野等の重点分野に関し、変革意欲のある地方公共団体の取組の参考となるよう、IT 総合戦略本部において、各地域における IT の利活用に係る取組を収集し、他地域が参考になるような事例集（ガイドラインを含む）として、各府省の支援施策等と併せて、ネット上に整備する。なお、各地域における取組事例等の収集にあたっては、ICT 街づくり推進事業など各府省によるこれまでの取組に加え、上述①の仕組みを活用して行うことを検討する。
- ・ また、ICT 街づくり推進事業などの実証プロジェクトにおいて得られた成果や地方創生に資する先進的な地域情報化の優良事例（成功モデル）のうち、①具体的な成果が上がっている分野（鳥獣被害対策、林業、個人番号カードの利活用等）、②今後の普及展開が見込める分野について、受益者の範囲や事業性の観点を踏まえて重点化して普及展開を推進するとともに、マイナンバー制度の導入による公的個人認証サービスなども活用し、自立的・持続的な事業運営（事業化）を目指

す。

- ・ 農林水産業、観光業における IT 利活用に係る取組としては、例えば、次のような分野が考えられる。

#### 【農林水産業分野】

- 農業の 6 次産業化、スマート農業の推進、農地利活用に係る IT 利活用、鳥獣被害対策に係る IT 利活用
- 水産業への IT 利活用（マリン IT）、林業における IT 利活用（森林資源量の把握における IT 利活用等）

#### 【観光業分野】

- IT を活用した観光情報の発信（多言語化・SNS の活用を含む）、無料公衆無線 LAN の推進（再掲）、デジタルサイネージを活用した言語等個人属性に応じた情報提供、ビッグデータ解析による観光戦略の策定、宿泊業における IT 化・クラウド化の支援ほか

## （２）地方公共団体等に対する人材・産業活性化支援関係

地方創生においては、変革意欲と起業家精神を持ったトップ人材等の下で、外部の専門家のアドバイス等を活かしつつ、地元資源（人材、産業、コミュニティなど）の活性化に取り組むことになる。

このため、国としては、変革意欲のある地方公共団体等に対する人的支援制度や、ベンチャー・中小企業等に対する支援、またコミュニティ全体の活性化のための人的支援等の仕組みを構築する。

### ① 地方公共団体等における IT 利活用に係る人材支援・相談体制

#### ＜地方公共団体の IT 化に係る相談・支援体制の整備＞

- ・ 地方公共団体における業務改革を伴う IT 利活用による公共サービスの向上、歳出の効率化を促進するため、国がこれを支援する仕組みを構築する。特に、長期間にわたって自地域を改革する意図があり、かつ、トップ自らがやる気のある地方公共団体に対して、政府 CIO や成功経験者等がアドバイスし、かつ進捗のフォローを行う仕組みを整備する。
- ・ 本仕組みを検討するにあたって、まずは、政府 CIO 自らが、成功事例とされる案件も含め地方公共団体に視察を行い、成功のポイント、更なる課題等について把握・整理する。

## ＜地方公共団体等に対する人材派遣等＞

- ・ IT を活用して積極的に改革する意図を有する地方公共団体等に対して、IT に習熟し、熱意のある人材を、例えば民間団体・NPO 等を通じて、地方公共団体等に派遣し、地方公共団体における行政情報システムの改革、オープンデータの推進など、地方が抱える課題の解決・街づくりに係る各種 IT を利活用した取組等を推進する仕組みを検討する。
- ・ また、派遣された人材による成果について評価を行い、派遣者個人にとって、参加しやすく、現職復帰がしやすい環境となるよう整備する。例えば、本取組による評価を受けることを政府 CIO 補佐官採用の条件の一つにするなど工夫を加える。
- ・ さらに、派遣制度の利用とは別に、地元を活性化したいと考える人材は現在居住地を問わず数多く存在することから、これら人材の有効活用の方策として、「ふるさとサポーター制度（仮称）」を整備し、各地方公共団体別に有志を募り、必要に応じ、地元の課題解決に向けた支援を受けることを可能とする仕組みを検討する。
- ・ なお、関連する既存の人材派遣制度（地域情報化アドバイザー派遣事業、ICT 地域マネージャー派遣事業、戦略的 CIO 育成支援事業等）などとの連携も視野に入れつつ、地方公共団体等が仕組みを利用しやすいような仕組み（ワンストップ化などを含む）を検討する。

## ② 地方におけるベンチャー・中小企業等に対する支援

### ＜地方における起業家・ベンチャー企業等の支援＞

- ・ 雇用創出の約 4 割は、新規開業した事業所（3 年以内）によるものであり（中小企業白書 2011 の分析による）、ベンチャーの雇用創出効果は大きい。地方の産業を活性化し、雇用の創出を図る観点から、地域におけるベンチャー企業等の支援の仕組みを構築する。具体的には、変革意欲のある地域での起業促進に向け、資金供給のための IT スタートアップファンドの創設を含めたスタートアップ支援の環境を整備すべく、変革意欲を有する地方公共団体、民間支援団体、関連政府機関等からなる「地域 IT 企業スタートアップ推進協議会（仮称）」を設立する。
- ・ また、従来から多数のベンチャーを創出してきた未踏 IT 人材発掘・育成事業について、より起業に結びつけていくため、ストックオプション等の金融的手法を活用した新たな人材育成方式の導入や、IT ベンチャー創出に取り組む地方大学との連携等を推進し、起業成功者が起業家を育てる「スタートアップアクセラレータ」の活動を促進する。さらに、地方におけるプログラミング・コンテスト、

ビジネスコンテストや IT ベンチャーのビジネスマッチング等を推進するため、関係府省庁による後援や、大臣賞の付与等を推進する。

- ・ 変革意欲のある地域において地域課題の解決を図り、IT 分野における先進的な技術やアイデアを活用して新事業の創出を目指すベンチャー・中小企業等に対して、IT 利活用技術の研究開発支援、データサイエンティストを含む若手人材の育成を推進するとともに、事業育成のノウハウを有する地域のベンチャーキャピタル等の専門家からの助言等を行う支援体制の整備や、民間投資の誘引を図るための概念検証 (PoC: Proof of Concept) の取組を支援する仕組みの構築を検討する。

### ＜地方における中小・小規模事業者等に対する支援＞

- ・ 中小企業におけるクラウド等の IT 利活用の促進のため、地域の IT コンサル人材の質の向上を図るとともに、コンサル人材と中小企業支援機関をネットワーク化することで、中小企業によるクラウド等の IT 利活用の芽を広く掘り起こす体制を整備する。また、2015 年中を目途に、これらの体制も活用し、中小企業の IT 利活用のベストプラクティスの展開や、クラウド事業者やブロードバンド事業者等も参画したクラウド利活用等の普及啓発の促進体制を整備する。さらに、中小企業や中小企業支援機関が、企業における IT 活用状況を評価できるツールを構築し、普及を図る。
- ・ 過去に開発したシステムは、既に当時の開発者が不在であることも想像されるが、現状の IT 環境にそぐわなくなってしまうシステムを改修するにあたって、システムに組み込まれた業務ノウハウ等を解析する必要があるため、リバースエンジニアリングに関する研究の推進、教育プログラムの充実等の検討を進める。

### ＜地方における IT 教育・人材育成の推進＞

- ・ 子供、若者は地方の将来を担う人材であるという観点を含めて、地方のコミュニティとそれらのネットワーク等を通じた情報に関する学習機会の充実を推進する。特に、次世代において必要不可欠となるプログラミングも含めた情報活用能力を身に付けさせるため、初等中等教育段階におけるプログラミングに関する指導の充実も含め、若年層へのプログラミングに関する学習活動等の普及の在り方を検討する。
- ・ 初等中等教育段階からの IT を活用した教育を推進するため、クラウドやネットワークの利用環境の整備、コンテンツの充実に加え、プログラミングも含めた情報活用能力の育成に関する指導の充実や支援員の養成・確保、地方公共団体や NPO 法人、民間企業及び大学等による普及促進体制の構築が重要となる。

### ③ 地方におけるワークライフバランス推進とコミュニティ支援

#### <地方における働き方改革の推進（テレワーク等）>

- ・ 地域の非就業の人材（例えば専業主婦／夫や高齢者など）に活躍する機会を与え、彼らの能力を活用することにより地域の活性化を図るため、地方公共団体等における働き方改革の推進、テレワークの導入等を推進する。そのため、まずは、隗より始めよとの観点から、国における取組を推進すべく、ITの積極的活用と業務改革等を通じた、国家公務員の働き方改革の推進を図るとともに、その一環として、国家公務員テレワークロードマップ（平成27年1月、各府省CIO連絡会議決定）を踏まえたテレワークの導入を積極的に推進し、それらの取組を地方に対しても展開を図る。
- ・ 昨今の情報通信に係る技術進展を踏まえ、企業や雇用の地方への流れを促進する観点から、「いつもの仕事をどこにいてもできるテレワーク」（ふるさとテレワーク）を推進すべく、モデル実証及びその普及展開に取り組む。また、地方での就労を希望する都会での定年退職者等に対して機会を与えるべく、ハローワークの求人情報等の積極的な活用等により、人材マッチングを進め、地方への還流を促す。
- ・ その他、現代的な仕事のあり方として、企業のような就業体制にこだわらず、個人の能力を生かした、医療事務等での会話内容の文字起こしなどの働き方改革や、ローカルコンテンツの流通促進のための地域からの情報発信強化などについても積極的に広報するとともに支援していく。
- ・ 地域において働く人材の定着を図るためには、住みやすい環境整備が必要である。このため、都会等と比較して同様の住みやすい環境を整備すべく、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を促進し、4K・8K等を活用した遠隔医療、遠隔教育を含む、医療面、教育面等でのIT利活用を推進する。

#### <ITを活用した地域コミュニティの活性化>

- ・ 地域における高齢者等がコミュニティにおいて活躍することができるよう、ITリテラシーの向上等を含む活動を支援すべく、例えばIT講師等を認定するといった人材養成及び派遣の仕組みを検討する。
- ・ 就労者、高齢者等を含む地域におけるコミュニティに存在する多様な人材が、地方でもITリテラシー向上のための十分な専門教育を受けられることができるよう環境の整備に向けた取組を推進する。
- ・ 地域コミュニティの活性化を図りつつ、高齢者の健康増進や疾病・重症化予防を図るとともに、独居世帯等支援のため、簡易なアクセス手段であるテレビ等を

活用しつつ、地方公共団体を中心とした見守りが機能する環境を整備する。

- ・ 防災拠点としての機能も重要視し、小学校等の IT 環境の充実化を検討する。  
また、災害対応・防災における IT の利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する。

### (3) 地方における IT 利活用を妨げる障壁解消関係

変革意欲を有する地方公共団体等が、IT の利活用により、新たな取組を進めようとした場合、分野横断的に IT 利活用を阻害する制度等が存在するほか、分野毎に新たに革新的な IT 利活用の取組を進めるにあたって、既存制度では認められず対応できない場合が存在する。

このため、IT の利活用を推進するための IT 利活用促進に係る新たな法律も視野に入れた検討及び近未来技術実証に関する国家戦略特区等との連携・推進を検討する。

#### ① IT 利活用加速化に向けた制度見直しの推進(IT 利活用に係る新たな法制度の検討)

近年、マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータに関する法律の見直しなど、制度的、技術的環境が進展し、「IT 利活用基盤」が整いつつあるところ、今後、これらの基盤を活用しつつ、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面における IT 利活用をより一層加速させるため、現状の枠組みの抜本的な見直しを図り、国民生活の安全・安心・公平・豊かさの実現と産業振興を推進する。そのため、電子的処理や情報の高度な流通性の確保等を基本原則としつつ、安全・安心な情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設、マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置を講ずる。

例えば、医療・健康、引っ越し、子育て・教育など様々なライフイベントに着目し、以下の取組みの検討を進める。

- a マイナンバー制度等の活用：個人生活の様々なライフイベントにおいて、マイナンバー制度等を活用し、ワンストップでより簡易に申請・届出等の手続が行えるような取組を推進
- b データの流通促進改革：例えば、医療・健康、農業、金融分野など、本人同意に基づき、各機関等から個人の情報を集約し、管理する代理機関（仮称）を設置。当機関が保有するデータを各種サービス事業者等が活用し、各種サービスの質の向上等につなげる
- c シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置 など



### 【参考】（政策企画 WG 等での意見の例）

- ・ （医療・健康分野での）有益な情報の一元管理のサービス提供において、行政機関のほか、医療機関や介護機関などからの利用も視野に入れたルール在り方を検討する必要がある。
- ・ データ管理の中立性・効率性を促進するため、患者個人が全ての医療・介護情報を管理するのは困難であり、例えば、医師、看護師、介護士等の多職種がそれぞれに持つ情報の管理を行う中立的な第三者機関が必要である。
- ・ オープンデータ・ビッグデータ活用促進のため、営利目的でのデータの2次利用を制限する制度等の見直しが必要である。
- ・ マイナンバー制度や個人番号カードを活用するなどにより、行政サービスのオンライン化による手続申請や業務負担の効率化を図り、行政サービス品質を向上させることが必要である。

など

### ② 特区制度の最大限に活用（IT 利活用に係る新たなビジネスモデルへの対応）

近年インターネットを活用したビジネスの高度化に伴い IT を利活用することによって新たなビジネスモデルを導入し、革新的なビジネスを展開する動きがある。しかしながら、このようなビジネスにおいては、既存の業態系を前提とする法制度等が阻害する場合が少なくない。

このため、変革意欲を有する地方公共団体等が、自らの判断で、当該地域において、このような IT を利活用したビジネスモデルを展開することができるよう、特区制度の活用を促進する。

- ・ 近未来技術実証に関する国家戦略特区等の枠組み等の中での制度運営を検討し、IT 利活用による新たなビジネスモデル構築を検討する際に、特区制度を活用する。
- ・ 特区の枠組みの中で、変革意欲を有する地方公共団体等が、原則として全て対象となるような制度運営を検討する。
- ・ 上述取組を進めるにあたっては、IT 総合戦略室も、特区担当部局とも連携し、上述①の取組と併せて、障壁解消に向けて取り組むことを検討する。

### 【参考】（政策企画 WG 等での意見の例）

- ・ デマンド式乗合公共交通など各地で実証事業が行われているが、車両の運行状況、利用者からの乗降予約、予約に応じた配車管理等を IT により集中制御するシステムの円滑な導入・普及を進めるべき など（交通関係）
- ・ IT を活用した農業経営の高度化による施設の大規模化に伴い、必要な各種施

設整備を進める際に、既存法令の運用との関係で、困難となるケースがあることが課題であるなど（農業関係）

- ・ 在宅診療においては、医師による診療、薬剤師による調剤等が実施されているが、その際に作成される各種指示書・報告書や処方箋等に関して、既存法令・運用との関係で、書面交付・押印が原則とされているため、必ずしも効率的でないことが課題であるなど（医療関係）
- ・ 一時的な宿泊施設の不足から、宿泊を要する観光客向けに、民家等の施設を活用するニーズが高まる中、既存法令・運用との関係について、要件等に関する検討が必要であることなど（観光関係）

など

## 5. 推進体制について

- ・ 本プランの推進にあたっては、IT 総合戦略本部の創造宣言の中に位置付けるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」、近未来技術実証に関する国家戦略特区等と連携しつつ、地方公共団体等が着手しやすい環境の整備に努める。
- ・ その上で、本プランに係る地方への普及展開を図る。その際、地方公共団体等とは、より密度の高い連携が図れるよう体制の在り方について整理を行い早期に連携体制を構築する。
- ・ なお、本プランによる取組状況や成果等については、別紙の実施スケジュールを踏まえ、創造宣言のもと、進捗管理を行う。また、本プランは、随時の変化を捉えて内容の増強を行うとともに、成果の早期展開を促す。

(以上)

### 実施スケジュール（地方創生IT利活用促進プラン）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
<p>利活用促進プランの推進</p> <p>国・地方公共団体間における情報共有基盤の創設、ビッグデータを活用した分析ツールの提供</p> <p>国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上</p>			<p>「地方創生IT利活用促進プラン」の策定【内閣官房、関係府省庁】</p>	<p>「地方創生IT利活用促進プラン」の推進、適宜見直し【内閣官房、関係府省庁】</p>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方版総合戦略での引用件数</li> <li>・成功事例等の参照件数</li> <li>・人材支援の活用状況</li> </ul>
			<p>「情報共有プラットフォーム（仮称）」の検討、仮立ち上げ【内閣官房、関係府省庁】</p>	<p>「情報共有プラットフォーム（仮称）」運用開始、機能等適宜見直し【内閣官房、関係府省庁】</p>						
				<p>地域経済分析システム（RESAS）及び地域の産業・雇用創造チャートの活用推進、必要に応じて機能等修正【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】</p>						
			<p>「防災分野へのSNS活用」の知見を活用した手引きの第一版作成【内閣官房、関係府省庁】</p>	<p>手引きの適宜見直し、優良事例の表彰やPRを実施【内閣官房、関係府省庁】</p>						
				<p>地域サービスイノベーションクラウドの構築を支援【総務省】</p>						
				<p>適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省】</p>						
			<p>国・地方公共団体のシステム調達に関する調査と改善案の検討【内閣官房、総務省】</p>	<p>クラウドや共同利用等の検討・立ち上げの支援と、国・地方公共団体で調達事例・ノウハウを共有する仕組みの構築【内閣官房、総務省】</p>			<p>システム調達事例の蓄積と共有、調達したシステムの横展開や共同利用等の推進【内閣官房、総務省】</p>			

## 実施スケジュール（地方創生IT利活用促進プラン）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上		<p>・主な機能・内容の検討及び所要のシステム構築・制度見直し 【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 自己情報表示、情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、ワンストップサービス、電子私書箱、電子決済サービス 等</p>			<p>・順次、サービス提供を開始【内閣府、総務省及び関係省庁】 自己情報表示情報提供等記録表示、プッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 電子私書箱、電子決済サービス 等</p>					
		<p>個人番号カード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化に向けた制度的措置及びシステム構築に関する検討【総務省】</p>			<p>運用開始（地方公共団体での利用可能化）【総務省】</p>					
		<p>法人番号を活用した企業情報を電子的に照会・取得できる環境の整備【総務省】</p>								
		<p>観光地や防災拠点等における無料公衆無線LAN環境の整備を促進するとともに、関係事業者、団体等の参画による推進体制を構築、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN環境の整備の働きかけ、認証手続きの簡素化・一元化の検討や海外への周知・情報発信に向けた施策の実施【総務省】</p>			<p>整備促進や認証手続きの簡素化等の施策を引き続き推進し、訪日外国人が十分満足しうる無料公衆無線LAN環境を実現【総務省】</p>					
		<p>地方公共団体におけるオープンデータの取組普及の支援【内閣官房、関係府省】</p>								
		<p>地域課題を解決する人材の育成・派遣、成功事例の横展開【内閣官房、関係府省】</p>								
		<p>普及・啓発に向けた取組【内閣官房、関係府省】</p>								
		<p>オープンデータ100の収集・配信 【内閣官房、関係府省】</p>								
		<p>オープンデータ伝道師の任命・派遣活動等を支援する仕組みの検討 【内閣官房、関係府省】</p>			<p>オープンデータ伝道師の任命・派遣活動等を支援実施 【内閣官房、関係府省】</p>					
		<p>地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
	<p>地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>									
国・地方公共団体におけるオープンデータとその利活用の推進		<p>地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								
		<p>地理空間情報（G空間情報）を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進【総務省、国土交通省、経済産業省】</p>								

## 実施スケジュール（地方創生IT利活用促進プラン）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
	農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等		先行モデルの実証によるITを活用した街づくりの共通的な基盤と成功モデルの構築【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】	農林水産業、観光業分野等の重点分野におけるIT利活用に関する事例集(ガイドラインを含む)を整備【内閣官房、関係府省庁】						<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の有効性(産業波及効果)</li> <li>・実証プロジェクト並びにその普及モデルの経済的自立性・継続性</li> <li>・国内外への展開地域</li> </ul>
			普及展開体制の整備【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】	成功モデルの国内外への展開(離島は他離島への展開も含む)【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】						
	地方公共団体のIT化に係る相談・支援体制の整備		地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの検討【内閣官房、関係府省庁】	政府CIO等による地方公共団体のIT化支援【内閣官房、関係府省庁】						
	地方公共団体等に対する人材派遣等									

## 実施スケジュール（地方創生IT利活用促進プラン）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
地方における起業家等への支援			地域ITスタートアップファンド創設等の環境整備【内閣官房、経済産業省、関係府省】	適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】						
	ベンチャー創出に向けた環境整備【内閣官房、総務省、経済産業省】									
	表彰を通じたベストプラクティス普及【総務省、経済産業省】			適宜見直しを行い、効率的・効果的に推進【総務省、経済産業省】						
	IT利活用技術の研究開発支援、データサイエンティストを含む若手人材の育成【総務省】									
				専門家からの助言等を行う支援体制の整備やPoCの取組支援の仕組みを構築【総務省】						
	中小企業支援ポータルサイトの整備【経済産業省】	中小企業におけるクラウド等のIT利活用の促進【総務省、経済産業省】			地域のITコンサル人材と中小企業支援機関のネットワークや整備した体制を通じ、中小企業におけるIT利活用を促進する。【総務省、経済産業省】					
	ITクラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤の確立【経済産業省】									
	学習サイト開設及びオープン講義の運用などデータサイエンスに関する学習機会の拡大とビッグデータを利活用できる人材の育成【総務省】									
	起業意識を醸成するイベント等の企画・設計【総務省、経産省】	突出したIT人材の発掘、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベルIT人材の発掘・支援【内閣官房、総務省、経産省、文科省】								
	地方におけるプログラミングコンテスト等に対する後援、大臣賞の付与等の推進【内閣官房、経済産業省、関係府省庁】									
意欲と能力のあるIT人材に対する実践的研修機会の検討【内閣官房、文科省、経産省】				検討した実践的研修機会の提供【内閣官房、文科省、経産省】			提供された実践的研修機会に関する効果検証と改善【内閣官房、文科省、経産省】			

## 実施スケジュール（地方創生IT利活用促進プラン）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
地方 におけるIT教育・人材教育の推進		学校・公民館等を学びの場とした、情報の利活用力育成のモデル構築、普及促進【総務省、文科省】		国民全体（層別）の情報の利活用力向上に向けた教育について実効性の高いモデルの検討及び継続的な改善【総務省、文科省、経産省、消費者庁】							
				子供や保護者の情報の利活用力についての教育の充実【総務省、文科省】							
			初等・中等教育段階からプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育の充実【総務省、文科省】				IT教育の全国展開【総務省、文科省】				
		学校のIT環境の整備（短期目標の設定とその達成）【総務省、文科省】					学校のIT環境（整備（計画の見直し及び新たな目標の設定とその達成）【総務省、文科省】				
			NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援策検討【内閣官房、総務省、経産省、文科省】		NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援実施【内閣官房、総務省、経産省、文科省】		NPO等による情報の利活用力向上に資する活動支援策評価、改善、普及【内閣官房、総務省、経産省、文科省】				
		指導案・教材データベース構築に向けた検討【文科省】	データベースの設計・開発・運用開始【文科省】								
			ICT支援員の育成・確保に向けた検討		ICT支援員の育成・確保に向けた取組の実施						
				校務の情報化の推進							
		遠隔教育等の推進に向けた環境整備【文科省】		遠隔教育等の普及推進【文科省】							
		遠隔教育等IT利用の課題検証、試行【文科省】									
		「デジタル教科書・教材」の位置づけ・制度に関する課題整理【文科省】		「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討【文科省】		「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備【総務省、文科省】					
			子供や教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発・標準化【総務省、文科省】								
			産業界人材と教員の交流、異業種経験などの取組（モデル）検討【内閣官房、文科省、経産省】		検討した取組（モデル）の検証【内閣官房、文科省、経産省】		取組の普及展開、評価、改善【内閣官房、文科省、経産省】				
		職種転換を含めた就業支援など、ITを活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討【厚労省、経産省】			ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など就業支援や職種転換のための環境整備【厚労省、経産省】						

## 実施スケジュール（地方創生IT利活用促進プラン）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021			
地方における働き方改革の推進(テレワーク等)		「国家公務員テレワーク・ロードマップ」の策定【内閣官房、全府省庁】	「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策の実施【内閣官房、全府省庁】									
		ニーズの把握、課題整理、具体的施策の検討【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】	・バーチャルオフィス等のツールを活用し、地方へUターン（ターン）しても、サテライトオフィス等での就労を可能とする「ふるさとテレワーク」の推進や普及展開等 ・離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備 ・地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用等【総務省、経済産業省等】									
		ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化【厚生労働省等】										
		学校・公民館等を学びの場とした、情報の利活用力育成のモデル構築、普及促進【総務省、文科省】			国民全体(層別)の情報の利活用力向上に向けた教育について実効性の高いモデルの検討及び継続的な改善【総務省、文科省、経産省、消費者庁】							
		社会的課題の解決に向けた4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用の可能性検討を健康・医療・介護分野、教育分野/国民のIT利活用促進、情報化による地域の活性化等の分野について行う【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省】	各分野での利活用方策の具体化の検討【総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省】	各分野での利活用方策の推進				各分野での利活用方策の全国普及、及び海外展開				
		4K・8K技術の医療及び教育分野での利活用方策の検討			医療及び教育分野に必要な技術の確立							
	ITを活用した地域コミュニティの活性化		民間活力による地域見守りモデルに関する検討【内閣官房】	テレビ等を活用しつつ、民間活力による地域見守りモデルの普及策の検討【内閣官房、関係省庁】								
			SNS、ビッグデータ等の民間情報の活用と多くの主体での情報共有【内閣官房、関係府省】									
			方策・仕組みの検討と早期に取組可能な部分の実施			検討結果を踏まえた取組の推進						
			・検討の状況に応じて、追記予定									



## 実施スケジュール（地方創生IT活用促進プラン）

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
	<p>障壁等の解消など、IT活用促進に係る新たな法律の制定</p>		<p>安全・安心な情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設に向けた検討【内閣官房、関係省庁】</p> <p>マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化に向けた検討【内閣官房、関係省庁】</p> <p>シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置についての検討【内閣官房、関係省庁】</p>	<p>適用範囲・運用等に係る継続的な見直し 【内閣官房、関係省庁】</p>			<p>適用範囲・運用等に係る継続的な見直し 【内閣官房、関係省庁】</p>			
	<p>地方創生に資する特区制度（近未来技術実証に関する国家戦略特区等）の活用</p>		<p>近未来技術実証に関する国家戦略特区の枠組みの中での制度運営を検討【内閣府】</p>							